○日の出町町民農園条例

平成25年12月３日

条例第33号

（設置）

第１条　町民が余暇活動としての園芸等を通じて土に親しみ、農業に対する理解を深め、健康的でゆとりのある生活を実現することに資するとともに、良好な自然環境と農地の保全を図るため、日の出町町民農園（以下「農園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　農園の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。

（農園用地の借受け）

第３条　日の出町（以下「町」という。）は、町民その他から農地を借り受け、農園を設置することができる。

２　前項の規定による農地の借受け期間は、玉の内ふれあい農園については原則として10年間、油田農園については３年間とし、これを更新することができる。ただし、農地貸与者に緊急やむを得ない事情が生じたときは、町との協議によりこれを変更することができる。

（使用することができる者）

第４条　農園を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1)　町内在住者及び町内在勤者並びに町内に所在する団体

(2)　前号に掲げるもののほか、町長が特に認めるもの

（使用期間）

第５条　農園の使用期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年間を単位として３年間とする。ただし、当該期間の途中から使用を開始する場合にあっては、当該期間の残余期間とする。

２　前項の使用期間は、使用者の申請に基づき更新することができる。

３　町長は、特に必要があると認めたときは、前２項の期間を変更することができる。

（使用日）

第６条　農園は、年間を通して使用することができる。ただし、町長は、特に必要があると認めたときは、臨時に農園の休園日を定めることができる。

（使用の承認）

第７条　農園を使用しようとする者は、町長の承認を受けなければならない。

２　町長は、使用の承認をする場合において、必要な条件を付すことができる。

３　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の承認をしないことができる。

(1)　公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。

(2)　営利を目的とするおそれがあるとき。

(3)　施設を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。

(4)　管理上支障があると認めたとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が特に使用を不適当と認めたとき。

（使用料）

第８条　使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第２に定める使用料を町長が指定する日までに納付しなければならない。

２　町長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第９条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、町長はこれを還付することができる。

(1)　使用者の責任によらない事由で使用できなくなったとき。

(2)　管理上の理由により、使用の承認を取り消したとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、町長が特別な理由があると認めたとき。

（使用の制限等）

第10条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1)　使用の目的又は使用承認条件に違反したとき。

(2)　この条例、この条例に基づく規則又は町長の指示に従わなかったとき。

(3)　災害その他の事故により、農園が使用できなくなったとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めたとき。

（使用の中止の届出）

第11条　使用者は、町民農園施設の使用を中止しようとするときは、その旨を町長に届け出なければならない。

（使用権の譲渡等の禁止）

第12条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第13条　使用者は、第５条に規定する農園の使用期間が終了したとき又は第10条の規定により承認を取り消されたときは、速やかに農園を原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第14条　使用者は、農園の施設等に損害を与えたときは、町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（使用の内容）

第15条　使用者は、この条例による農園としての使用のほか一切の権利を有しない。

（委任）

第16条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に町民農園の貸付けを受けているものは、この条例の規定により使用の承認を受けたものとみなす。

別表第１（第２条関係）

名称	位置
玉の内ふれあい農園	日の出町大字大久野8190番地
油田第1農園	日の出町大字平井1600番地
油田第2農園	日の出町大字平井1596番地
油田第3農園	日の出町大字平井1599番地
油田第4農園	日の出町大字平井1626番地

別表第２（第８条関係）

農園の名称	面積	使用料（年額）	
		町内在住者	町内在住者以外
玉の内ふれあい農園	1m²	250円	300円
油田第1農園	1m²	96円	116円
油田第2農園	1m²	96円	116円
油田第3農園	1m²	96円	116円
油田第4農園	1m²	96円	116円